

## 保育施設入所選考基準の見直しについて

### ◎ 趣 旨

保育所の入所に当たっては、公正な方法による選考を行うため、「江別市保育施設入所選考基準(以下、「選考基準」という。)に基づき、利用調整を行っていますが、社会環境の変化や本市の施設整備等を踏まえた上で、現在の選考基準の見直しを行うものです。

令和3年8月11日(水)に開催した江別市子ども・子育て会議において、今後入所選考基準を見直す際には、本会議において意見聴取を行うことを報告しています。

### 1 本市の保育施設等入所における利用調整について

利用調整については、国の示す基準に基づき、公平性・客観性を明確にするため、「選考基準」により点数化し、基礎点数と調整点数の合計点数が高い家庭から入所を決定しています。

- ① 基礎点数:「保育の必要性」を保護者の状況に応じて区分する点数
- ② 調整点数:「福祉的配慮」や「養育環境の配慮」などを行う点数

### 2 今回の主な見直しについて

- (1) 保護者の育児負担軽減の観点から、兄弟姉妹が既に入所している施設を希望する場合などや小学生3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合の調整点数の加点
- (2) 福祉的配慮の観点から、同居親族等に障がい者がいる場合の調整点数の追加
- (3) 育児休業の延長を許容できる方への調整点数の減点
- (4) 項目・字句等の整理ほか

### 3 変更内容について

#### (1) 基礎点数

##### ① 類型項目「疾病・負傷」と「障がい」の統合

- ・ 重複する場合があるため、類型を統合します。

#### (2) 調整点数

##### ① 保護者・世帯条件

##### ア 「法に基づく産後休暇・育児休業明けの場合」の字句の修正

- ・ フリーランス等、育児休業法等の適用を受けない保護者について配慮する必要があることから、「法に基づく」の字句を削除します。

##### ウ 「江別市に転入予定で、賃貸借契約書もしくは売買契約書の提出がない場合」の減点項目の削除

- ・ 江別市への転入予定者は、江別市民と同等の優先利用の扱いとしています。これまでは申請時点で転入予定であることを確認できる賃貸借契約書もしくは売買契約書の提出が無い場合、調整点数を減点していましたが、入所申請時点で賃貸借契約もしくは売買契約を終えていない場合もあり、これらの契約書の有無をもって点数の差別化を図ることは、事務の都合上

の問題であることから、この項目を廃止します。

#### エ 「同居親族等に障がい者がいる場合」の加点項目の追加

- ・ 同居親族等に障がい者がいることでやむを得ず、短時間勤務にしているケースもあり、配慮が必要であると判断し、従来あった「入所申請児童が障がいを有している場合」を含め、新たな項目を追加します。

#### オ 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる場合」の減点項目の追加

- ・ 育児休業は原則子どもが1歳になるまで取得できる制度ですが、保育所に入所できない子どもがいる場合は最長2歳になるまで延長が可能です。育児休業を延長する場合は、公共職業安定所(ハローワーク)に、保育所の「入所保留通知書」を提出することになっており、当初から「入所保留通知書」の入手を目的に入所申請する保護者が見受けられています。こうしたことから保留希望者の同意の下、調整点数を減点し、優先順位を下げることで、実態に即した選考ができるようにするための項目を追加します。

#### カ 「入所申請児童が障がいを有している場合」の統合

- ・ 前述「(エ)」のとおり

### ② 児童条件

#### ア 「兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合」の加点

- ・ 近年の保育所等の整備状況によって保育定員を一定程度確保したことで、より兄弟姉妹のいる世帯への配慮が可能となったことから「兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合」の調整点数を5点とします。

#### イ 「兄弟姉妹が既に入所している施設以外に入所を希望する場合」の加点項目の追加

- ・ 前述「②児童要件ア」と同じ。

#### ウ 「小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合」の加点項目の追加

- ・ 少子化対策の観点や保護者の育児負担軽減の観点から、多子世帯への配慮が必要なことから、「小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合」の加点項目を追加します。

### ③ 転園・卒園

#### ア 兄弟姉妹が既に入所している施設への転園を希望する場合の加点

- ・ 前述「②児童要件ア」と同じ。

### ④ 調整点数の注釈の移動と内容の追加

#### ア ※1 保育施設等の注釈に放課後児童クラブの追加

- ・ 子育て支援の観点から、放課後児童クラブの受入れ体制の環境保全が図れるよう、対象施設に「放課後児童クラブ」を追加します。

#### イ ※2.3.4.5 注釈の追加

- ・ ※2.3.4.5 の項目は、重複して加算を行わない旨、追加します。

#### (3) その他

説明書き「3. 利用調整について」を「4 利用調整の方法について」と改め、掲載位置を後ろに移動。

#### 4 適用時期

令和5年4月入所申込者の利用調整から適用。